

記者発表資料
令和4年4月22日
宮城県復興・危機管理部
復興・危機管理総務課災害援護班
担当 半澤・佐野
電話022-211-3433

令和4年福島県沖を震源とする地震に係る 被災者生活再建支援法の適用について

1 該当区域及び住家被害状況（令和4年4月21日16時時点）

該当区域	住家被害（世帯）	適用基準 （支援法施行令）
	全壊	
角田市	10	第1条第2号※1 第1条第6号※2
白石市	4	
蔵王町	3	
亘理町	2	

※1 10世帯以上の全壊被害が発生した市町村。

※2 第2号が適用された市町村を含む都道府県が2以上ある場合において、人口5万人未満の市町村で2世帯以上の全壊被害が発生。

2 法に基づく支援の概要（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

	基礎支援金	加算支援金		計
	（住宅の被害程度）	（住宅の再建方法）		
①全壊 （損害割合50%以上） ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
④大規模半壊 （損害割合40%台）	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
⑤中規模半壊 （損害割合30%台）	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

3 適用の年月日

令和4年4月22日（金）